

## 1 1 受験資格

**神奈川県で受験するには、以下の（１）及び（２）の要件を満たす必要があります。**  
**受験地を間違えて申し込まれた場合は、受付できませんのでご注意ください。**

### （１）受験地が神奈川県であること

- ① 申込日現在、受験資格対象業務に従事している場合、その勤務地が神奈川県内の方
- ② 申込日現在、受験資格対象業務ではない又は無職の場合、住所地が神奈川県内の方

現在（申込時点）の業務	勤務地・住所地	受験地
・ 受験資格の対象業務で働いている	神奈川県内で勤務	神奈川県
	神奈川県以外で勤務	勤務地
・ 働いているが、受験資格の対象業務ではない ・ 無職である	神奈川県内在住	神奈川県
	神奈川県外在住	住所地

※ 複数の勤務地がある場合は、主たる勤務地の所在する都道府県への申込みとなります。

### （２）対象となる資格及び業務で所定の実務経験を満たしていること（下表）、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていること

	受験対象となる資格及び業務	対象となる実務経験期間（日数）
(1)	<b>【別表 1】（9 頁）に定める国家資格等に基づく業務に従事する者</b> 医師 歯科医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士（含管理栄養士） 義肢装具士 言語聴覚士 歯科衛生士 視能訓練士 柔道整復師 社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士	当該資格に係る業務 <b>登録日以降で</b> に従事した期間
(2)	<b>【別表 2】（10 頁）に定める相談援助業務に従事する者</b>	相談援助業務 に従事した期間

（１）及び（２）の業務従事期間が通算して**5年以上**かつ、従事した日数が**900日以上**のもの

※受験資格は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成 27 年 2 月 12 日 老発 0212 第 2 号）により見直しが行われました。

## <受験資格に関する注意事項>

- ・ 実務経験の勤務形態は、常勤、非常勤を問いません。
- ・ 勤務時間の短い場合も、1日勤務したものととして算定します。
- ・ 登録又は派遣等での業務従事日数は、実際に該当業務に派遣された日のみが算入できます。
- ・ 国家資格等に基づいた業務として実務経験に算入できるのは、免許等に記載された登録日以降となります。

例) 4月1日から介護業務に従事したが、介護福祉士登録日が10月20日の場合  
業務期間は10月20日からとなる。

※介護職員初任者研修課程等を修了しての介護の実務経験は算入できません。

- ・ 業務従事期間は、要援護者に対して直接的な援助業務が本来業務として明確に位置づけられていた期間をいいます。

例) 訪問介護事業所で介護福祉士登録日以降に訪問介護員として介護業務に従事

- ・ 該当する国家資格であっても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない場合は、実務経験に該当しません。

例) 介護福祉士登録日以降であっても、訪問介護員等での生活援助は該当しません。

例) 看護師登録日以降であっても、看護師学校での教員等は該当しません。

例) 栄養士登録日以降であっても、献立作成、調理業務は該当しません。

- ・ 該当する国家資格であっても、要援護者に対する直接的な援助業務が国家資格等の本来業務に位置付けられていない場合は、実務経験に該当しません。

例) 社会福祉士が行う介護業務は該当しません。

- ・ 勤務実態がない期間は実務に算入できません。育児休業・病気休業・介護休業は期間に含まれません。産前産後休業・労働災害休業は期間に算入できます。

## <受験対象者についての留意点>

以下の事項に該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2に定める登録を受けることができません。

- ア. 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ. 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ. 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ. 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ. 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ. 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

## 受験資格コード 【別表1 国家資格等に基づく業務に従事する者】

それぞれの資格名と該当するコード番号を申込書に記入してください。

コード	国家資格等名	対象業務
101	医師	医師として医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事
102	歯科医師	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事
201	薬剤師	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事
202	保健師	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事
203	助産師	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導に従事
204	看護師	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事
205	准看護師	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事
206	理学療法士	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事
207	作業療法士	作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事
208	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師又ははり師、きゅう師として、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受け、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうに従事
209	はり師	
210	きゅう師	
211	栄養士（含管理栄養士）	栄養士として都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事 （管理栄養士として厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等に従事）
212	義肢装具士	義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合に従事
213	言語聴覚士	言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に従事
214	歯科衛生士	歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。 または、歯科診療の補助に従事 または、歯科衛生士の名称を用いて歯科保健指導に従事
215	視能訓練士	視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査に従事
216	柔道整復師	柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復に従事
301	社会福祉士	社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助に従事
302	介護福祉士	介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事
303	精神保健福祉士	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助に従事

**【別表 2 相談援助業務に従事する者】**

次に掲げる施設等において必置とされる相談援助業務に従事する者

※国家資格等の保有の有無は問いません。

コード	対象業務
401	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する <b>特定施設入居者生活介護</b> にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する <b>生活相談員</b>
402	介護保険法第8条第21項に規定する <b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b> にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する <b>生活相談員</b>
403 ※	介護保険法第8条第22項に規定する <b>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b> にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する <b>生活相談員</b>
404 ※	介護保険法第8条第27項に規定する <b>介護老人福祉施設</b> にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する <b>生活相談員</b>
405	介護保険法第8条第28項に規定する <b>介護老人保健施設</b> にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する <b>支援相談員</b>
406	介護保険法第8条の2第9項に規定する <b>介護予防特定施設入居者生活介護</b> にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する <b>生活相談員</b>
407	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する <b>計画相談支援</b> にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する <b>相談支援専門員</b>
408	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する <b>障害児相談支援</b> にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する <b>相談支援専門員</b>
409	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する <b>生活困窮者自立相談支援事業</b> にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する <b>主任相談支援員</b>

※403 地域密着型介護老人福祉施設・・・特別養護老人ホーム（29人以下）

404 介護老人福祉施設・・・特別養護老人ホーム（30人以上）

（注）社会福祉士（301）を持ち、上記401～409の業務に従事する者は、上記コードを優先し、記入してください。